

(保育所版)
(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 施設・事業所情報

名称：松山市立 中須賀保育園	種別：保育所			
代表者氏名：西田 茂美	定員（利用人数）： 120名(124名)			
所在地： 松山市中須賀1丁目12-17				
TEL：089-952-9655	ホームページ： http://mammys-f.jp/nakasuga/			
【施設・事業所の概要】				
開設年月日 昭和53年4月1日				
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社マミーズファミリー				
職員数	常勤職員： 16名	非常勤職員	12名	
専門職員	（専門職の名称）	名	園長	1名
	保育	20名	事務	1名
	看護	1名	調理	5名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）		
	保育室6 事務室1 調理室1 休憩室1 トイレ2 調乳室1	鉄筋コンクリート2階建、常設プール、園庭、駐車場		

③ 理念・基本方針

保育理念：子どもにとって「生活」そのものが教育です。

子どもは「遊び」そのものが教育です。

そのことを見つめ、個人の気持ちと発達を考慮しながら「基本的生活習慣の確立」を目標とし、「遊び込める環境づくり」と「成長を助ける大人の関わり」を追求していきます。

基本方針：「自己肯定感に溢れ、生きる力の強い子」を育てる

- ・家庭的な環境を配慮し、一人一人の子どもたちがゆったりとした生活を送り、自己充実した豊かな心を育みます。
- ・異年齢間で交流する中で、思いやりのある心や人を大切にする心を育みます。
- ・「見る」「聞く」「触る」などの五感を使った実体験を豊かにし、探求する心を育てます。
- ・自分で判断し、自分で考え、主体的に行動する意欲を育てます。

- 1 ひとりひとりを大切にする
- 2 本物志向（感性を育てる）
- 3 与える教育よりも引き出す教育を

(保育所版)

③ 施設・事業所の特徴的な取組

「日本一お母さんを元気にして、日本一お子さんを可愛がる、日本一ハッピーな保育をする」

このビジョン実現に向け、仕組みを可視化（サービスのフレーム）し、一体となって取り組んでいます。

- ・ 育児担当制
- ・ ひとりひとりの誕生日会（ケーキ）、オリジナル絵本
- ・ 行事（虫の声を聴く会 等）
- ・ リズム遊び、描画
- ・ 伝統芸能「虎舞」継承
- ・ 保育参観（参加）…日程が自由、給食試食
- （・ IT システムの活用）

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 7 月 1 日（契約日） ～ 令和元年 11 月 6 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 26 年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

①法人の目指す保育理念が、保育士一人ひとりの意識に浸透している。組織的な取り組みとして、朝礼の工夫、法人理念に基づく保育の実践手順や留意点を示した動画や携行式の保育手帖などの人材育成教材の開発、法人内研修の保障、法人内の全職員の保育目標の掲載された冊子の刊行など、様々な工夫がなされている。また、園長のリーダーシップが発揮され、日常的に法人が目指す保育目標や行動指針についても対話や教育が行われている。

②地域ニーズに対しての充足の努力がみられ、休日保育や配慮を必要とする子どもや家庭への支援に実績がある。

③子ども及び保護者の自己肯定感を高める様々な保育実践が行われている。全園児とその保護者の誕生日を祝い、子どもには育ちの記録を兼ねてオリジナル絵本をプレゼントしている。育児担当制の導入や、子どものそばに行き、プラスの言葉を使用した声かけ、間のとり方などの工夫を意識して心がけている。

④子どもの感性を育てるために、徹底した保育環境の工夫がなされている。さらに、感性を高めるために、描画とリズム遊びについて園独自の研修を充実させ、保育実践に取り入れている。

⑤保育現場における働き方の工夫がなされている。育休や時短勤務の取得率の高さ、職員への休暇の配慮など、保育の人材不足に対する法人の努力がうかがえる。

◇改善を求められる点

①事業計画の情報共有については、保育事業は共有が十分になされているが、経営、人材育成、地域交流や保護者支援等の事業全体については、職員間の意識に差がある。

②保育実践に関する意識も高く、法人独自の保育実践の評価指標シートに基づく自己評価が行われているが、評価の根拠になる保育実践の記録は不足している。保育者が実践の成果を実感し、課題を振り返るためにも、日案等の記録の充実が望まれる。

③児童票や連絡帳の記録要領の整備が必要である。現在の児童票は、発育・身体的発達、病歴などの身体的情報や記録は充実しているが、知的・言葉・社会性の発達についての記録が少ない。重視している保育実践の成果を検証するためにも、今後は、総合的な情報を記録として残すための記録要領の整備を検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

民間委託園となり8年目、2回目の第三者評価受審となりました。取り組む姿勢を含め、多くの気づき、学びをいただきました。

環境整備、保育実践については職員の共通理解のもとに保育事業を進めており、内容の充実という点では評価をいただきましたが、文書面での書式や様式等の整備、記録において多くの改善課題が明確になりました。PDCAを生かせるよう職員参画のもとひとつひとつ丁寧に取り組み、改善、向上させていきたいと思っております。

いただいた評価を真摯に受け止め、子どもたちの発達保障と、地域社会にとってもなくてはならない存在となるよう、職員一丸「心が響き合う保育園」を目指します。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の理念及び保育理念、行動指針や保育の手順や要点が書かれた携行式の冊子を作成して、毎朝礼で唱和し、職員への周知を図っている。保護者には、見学時にパンフレットを配布し、入園式では、毎年全在園児の家庭が参加し、「入園のしおり」に基づき、口頭で説明を加えている。ホームページでも分かりやすく記載されている。今後は、保護者に対する周知状況をアンケート等で確認し、説明の浸透状況についても確認されることが期待される。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>市の委託を受けていることもあり、市町からの社会福祉事業や各種福祉計画の内容は、園長会や研修会等で情報収集し、把握している。また、保育所の全国組織の理事を法人代表が務め、国の動きについても情報収集し把握している。法人の幹部会において、毎月の収支状況等経営状況を報告し、税理士に助言を得ている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経営環境や経営状況の把握、分析に基づき、毎月法人全体の幹部会を開催し、方向性や具体的な取り組みを決定して、その都度、職員には園長から職員会議にて周知を図っている。年度末には社員総会を開き、経営課題やその解決・改善に向けての年度の目標や方針を周知している。周知の努力は十分見られるものの、職員の把握状況には差があるため、定期的に個別面談等で確認することが望まれる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>法人全体で中長期計画（「マニフェスト」）及び収支計画が策定されており、法人内の全従業員が参加する社員総会にて年1回周知されている。見直しは毎月の幹部会にて検討され、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な取組が行われている。今後は、中期と長期の取組み目標の明確化とともに、実施状況を評価するために、成果の設定については、数値化できる事業や具体的な内容を明示するなどの改善が望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画が策定されている。今後は、実績の有る地域の福祉ニーズに対応した事業、職員研修等の人材育成計画、保育実践で重点を置いている育児担当制、描画、リズム遊び等の実施状況の評価を行えるよう、可能な事業は数値目標や具体的な成果等を設定されることが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>クラスリーダーが各保育士の意見を収集し、保育実践や行事のもち方については、評価や見直しが行われている。その結果をもとに、園長及び主任が中心になり次年度の事業計画を策定し、職員会で配布し口頭説明を加えている。全職員の参画で事業計画の策定が進められているが、事業計画のうち保育計画については参加度も高く、周知された内容への理解度が高いが、保育事業以外の事業計画の全体については、職員間で理解度に差があるため、周知の改善が望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の説明はされているものの、年に1回、書面や口頭で伝えるだけでは不十分な状況を把握している。既に、担任が保護者との関係をつくり、伝える内容を分かりやすく、時期を配慮して重ねて伝えるなどの工夫はしている。</p>		

(保育所版)

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>法人が運営する全保育所で、統一された評価基準を明示し、各保育士の自己評価を行う様式を整備している。3段階で評価した自己評価の結果をふまえ、年2回園長が個別面談シートを用いた相互評価を行っている。評価結果は、法人の幹部会、四国エリアの教育担当者間の会議で、話し合わせ、成果と対策について協議されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価の受審結果は、実習生の受入れ時の書面の保存内容の変更など、次年度の事業計画に活かされている。保育所で取り組む課題のうち、保育実践や行事等については職員間での課題の情報共有は、十分行われているが、その他の課題には差があるため今後改善が望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>毎4月、入職時のガイダンス研修において、書面及び口頭での説明にて表明されるだけでなく、日々の対話の中でも繰り返し伝えられており、職員一人ひとりに浸透している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>園長は、園長会や法人の幹部会等での法令遵守の研修や勉強会に参加している。園長は得られた情報を項目別にファイリングして、職員が情報を確認できるように整備している。防災に関しては、情報が整理してあるが、雇用・労働及び環境に関する法令は、各領域別の整理が望まれる。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c

<p><コメント></p> <p>園長は、法人内会議での報告の機会を通して、毎月保育の質の向上に向けての評価・分析を行っている。市の監査指導の助言を活かし、特別プログラムの実践曜日を変更したり、外部の意見を柔軟に取り入れたりしている。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の働きやすい環境整備として、保育士が働き方を選択できるようになっており、本園ではパート保育士や時短勤務の職員が多くなっている。法人全体の取組として、改善を検討し、人員補充の要望なども積極的に取り組まれている。情報共有や記録時間の効率化を目指してICTの活用を予定している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>人員体制に幅を持たせるべく、法人内で採用活動を行い、就職希望者の希望や条件にあった配置も提案している。職員の希望で、法人内の保育所間での人事異動もあり、雇用形態の変化にも対応している。また、障害者雇用も導入し、該当者に子育て支援員の資格取得の支援を行うなど多様な育成方法に取り組んでいる。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>人事基準が規定として整備され、明文化されている。一定の人事基準に基づいて職員の職務評価として表彰活動が行われている。キャリアパスプランを明示し、職員が自ら将来の姿を描くことができる仕組みがある。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>職員の就業意向について、園長が十分に配慮し、勤務表に反映されている。職員間の協力体制も円滑で、突発的に発生する看護休暇や遅刻等にも対応ができています。育児休暇の取得率も高く、子育てと保育士としてのキャリアの両立を支援するワークライフバランスに配慮した取り組みがある。現在は、職員の相談体制としては、本社への訪問・電話・メールがある。今後は、職員の心身の健康と安全の確保に関する相談窓口の整備の検討が望まれる。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>経営理念に基づき、人材育成を重視している。その象徴として、毎年、法人内の全職員の保育実践の目標を冊子にして配布している。法人としてのキャリアパスプランを明示し、さらに個人一人ひとりの保育目標や保育士像を明確にし、周囲も把握しながら組織的に取り組んでいる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>キャリアパスとともに、園長は、法人内外の研修情報を職員に明示している。全員に企業内研修として、理念研修及び小児救急の研修を義務付けている。その他の研修は、職員の希望をもとにシフトを調整し、可能な限り研修の機会を保障している。また、法人が作成した動画や保育の関わりについての冊子を用いたセルフ研修の教材も開発している。</p> <p>今後は、職員の希望と共に、園長等の第三者から職員一人ひとりの現状に応じた研修の計画の作成が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の希望をもとにシフトを調整し、可能な限り研修の機会を保障している。園長や主任からの個別的なOJTは日常的に適切に行われている。法人内研修においては、従業員数の多い利点を活かし、階層別研修の視点にたった研修の開発が期待される。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>県内の保育士養成校と書面や会議にて、情報共有を図り、積極的に受け入れている。保育士の特性に配慮した実習指導マニュアルが整備されている。保護者には、実習生の受入れを園だよりで、その都度お知らせし、理解を求めている。子どもには実習前の事前オリエンテーション時の園内見学時に、対面式で説明をしている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページにて、法人及び保育所の理念や基本方針、保育内容は公開しているが、事業計画及び事業報告、収支決算等財務に関しては適切な公開とはなっていない。第三者評価の結果は県のホームページにて公開されている。苦情・相談の体制については、マニュアルを整備し、入園のしおりにて公表している。近隣住民に対しては、園のパンフレットを配布し、保育事業への理解を求めている。民間企業の発行する子育て支援の情報誌、ホームページ等で園の紹介を行っている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所内の会計監査については、外部の経理と税理士によって実施している。行政による指導監査を実施し、経営改善に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の伝統芸能「虎舞」の継承を通じて、指導を地域住民に依頼したり、地域の奉納行事に参加したりすることで交流を図っている。地方祭には園庭にて神輿の掛け合いを鑑賞させてもらい、地域住民の協力で、筍取りや椎茸栽培などを体験させてもらっている。職員が地域の防災訓練に参加している。毎月、地域住民用の園だよりを園長が作成し配布・掲示している。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れのマニュアルが整備されている。地域の小中学校の職場体験の受け入れや音楽活動をしている大学生サークルの受け入れを行っている。ボランティアの受け入れについては、その都度、保護者には園だよりを通して周知し、子どもにはボランティアの受け入れ前の園見学时に対面した際に口頭で説明をしている。受け入れ前には事前オリエンテーションを行い、子どもとの交流を図る際の留意点について資料を配布し口頭で説明する。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊚・b・c
<p><コメント></p> <p>要保護児童・要支援家庭の状況を把握し、必要に応じて、関係機関との連携・情報共有を図るためにケース会議等に参加し、支援を行った実績がある。必要に応じて、子ども・保護者のニーズに対応できる社会資源を紹介できるように、社会資源リストを作成し、確認できるように設置している。また、必要に応じて職員間での情報共有も行い、情報管理も適切に行われている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊚・b・c
<p><コメント></p> <p>園独自の動きではないが、経営法人における関係機関から企業まで幅広い領域との情報交換が行われており、地域の福祉ニーズや生活課題についての把握が行われている。十分な把握が行われていることを前提としつつ、今後は、把握したニーズへの対応の限界も考慮しつつ、可能な範囲で、地域住民との交流を通して、関係機関が把握できていない新たな福祉ニーズや生活課題の把握についての検討が望まれる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊚・c
<p><コメント></p> <p>既に休日保育等の受入れについては、地域の福祉ニーズを把握した上で、先駆的に実施された実績がある。また、法人内では企業と協働し、企業主導型保育事業にも取り組まれ、関係機関が把握しきれない地域の福祉ニーズや生活課題を把握し、常に先駆的に取組まれている。今後は、保育所の有する保育に関するノウハウや専門的な情報を地域の子育て家庭への還元、または、地域の防災対策や被災時の福祉的な支援に園として貢献できる人的・物的取り組みについての検討が望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊚・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもを尊重した保育の理念・規定・実施については、具体的な行動指針を携行可能な冊子にて明示し、常に職員が確認できるようにしている。特に、子どもへの人権擁護については重視し、「一人ひとりを大切にする関わり」を意識した保育の標準化については「8つの約束」を明示し、動画や冊子にて具体的な行動や関わりを通して、職員に浸透させている。また、法人内研修にて人権研修を行い、専門家を招聘して学んでいる。その内容を分かりやすく編集し、園長だよりとして保護者にも周知している。文化の違いに対する取組みについては、宗教的な事情から食事に配慮が必要な家庭への個別対応の実績もある。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。	㊚・b・c
<p><コメント></p> <p>名札の使用をやめ、写真の掲示での名前の漏洩など子どものプライバシー保護に取り組んでいる。SNSでの業務連絡など予防に努めている。現在の設備面の限界もあるが、プール等の際には、外から見えるところには衝立をするなどできる範囲の工夫をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊚・b・c
<p><コメント></p> <p>利用希望者に対して保育所選択に必要な情報をパンフレット、ホームページ、子育て情報雑誌、SNSの情報配信事業の活用などを通して積極的に提供している。見学希望者には丁寧な口頭での説明を心がけている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・b・㊚
<p><コメント></p> <p>園の見学希望者に対し、園の理念・方針・保育・保育サービスについては、パンフレットや入園のしおり等を用いて説明をしている。ホームページでも公開もされている。保育料の具体的な金額は市の担当課へ問い合わせてもらっている。入園にあたっては事前にオリエンテーションを行い、一日の過ごし方などの説明をしている。また、出生から入園までの育ちの経過や家庭での様子を所定の様式に基づいて聞き取りしながら作成し、家庭生活の延長上にある園生活とし、子どもが安心、安定して過ごせるよう工夫している。家庭訪問は実施していない。保育所の転園などの際に保育経過の引継ぎは、保護者の要請を受けて電話で転園先等に伝えている。今後は、添付書類の整備の検討が望まれる。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書は作成していない。卒園児に対しては、保育所の利用が終了した後も、子どもや保護者から相談に応じた実績はある。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者満足度のアンケート調査を行政主体と法人主体とで別に実施している。法人主体のアンケート調査の回答率は6割である。その結果の公表と具体的な改善策を職員会議等で検討し、保護者に公表するなどの取組を行っている。園行事の実施時期や内容については、これらの調査結果に基づいて改善された実績がある。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制を整備し、「入園のしおり」に記載し、説明を行っている。行事ごとの参加者アンケートでも意見を収集し、保育に活かしている。個人が特定されないような配慮を行った上で、寄せられた意見については、園だよりで返事を公開している。</p> <p>今後は、玄関等に第三者委員を紹介するなどの可視化への工夫や気軽に利用できる工夫が望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>入園のしおり、園だより、園長だより、連絡帳と多様な機会を利用して、文書を媒体にして、保護者からの相談・意見の窓口として事務室を開放していることを伝えている。また、担任保育士と直接話す機会を送迎時等に伝えられることを周知するとともに、担任保育士からも声をかけるようにしている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見に対して「受容・共感・傾聴」の基本姿勢で接している。それぞれの支援ニーズに対して迅速かつ丁寧な対応を実施している。送迎時に直接の相談受け入れの実績がある。相談や意見を受けた際の手順や記録方法についてはマニュアルが整備されている。年1回のアンケート以外には、法人のお客さま相談窓口（電話・来社・メールでの対応可能）、担任や園長等への直接の申し入れが、丁寧に周知されているが、保護者にとっては、意見箱等の口頭以外で伝えられる多様な相談窓口の設定も望まれるため、今後検討されることが期待される。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアルが整備されており、園長会や看護師が出席する市の保健部会の情報も職員間で共有して周知に努めている。各保育室にヒヤリハットの記録用紙を設置し、該当場面があれば、即記録し、改善策をクラスごとに検討し、園全体に朝礼や職員間で用紙の回覧、主任報告と情報共有の仕組みが確立している。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>看護師のリードのもと、早期発見、早期対応に心がけている。感染症の発症時には、各職員は、保育の標準的実践がまとめてある手帖を確認し、対応を徹底する。保護者には、感染症ごとに発症状態や対応について掲示を作成し、周知している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>防災・安全計画を策定して、様々な災害を想定して訓練している。保護者には施設の状況を文書で知らせるとともに、園児のほぼ全家庭が登録利用している市の運営するSNSのメール配信システムも活用して、情報周知している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>保育について標準的な実施方法が携行可能な冊子に文書化され、職員は常に確認できる仕組みになっている。合わせて、動画でも標準的な実施を方法確認することができるなど法人独自の仕組みを確立している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法をまとめた冊子は、3~4年ごとに、法人代表及び幹部、法人内の保育所の園長に加え、教育係担当者で構成されたプロジェクトメンバーで内容が検証され、ブラッシュアップが図られている。検証見直しにあたり、教育を受ける職員もプロジェクトメンバーに加わった体制で、来年の改訂作業が行われるなど、多様な意見が反映されるような工夫が行われている。今後は、指導計画との連動性や職員の実施状況についての確認が不足しているという課題に対しての取り組みが期待される。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>アセスメント様式は、市の公立保育所で使用されているシートを共用している。アセスメントはクラスごとに年2回行われている。保護者の同意が得られた場合、保育所以外の他機関の発達検査やアセスメントの結果を入手し、他機関の意見や助言をもらうことがある。アセスメントから個別の指導計画への連動性に課題があると認識している。指導計画のPDCAが、クラス・園としても十分協議され、保育の提供と記録につながるような改善が期待される。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の見直しは、年2回担任と主任で行い、次の計画に活かしている。多機関からの検査結果が得られ見直しを行った場合は、保護者を通して園の指導計画の変更を口頭で伝えている。緊急に変更が必要な状況が現在までにない。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達及び成長記録は、指定の様式によって把握され記録されている。日案の記録内容が簡素化されており、それ以外に保育の実施記録の様式はないため、個別の指導計画に基づく保育が実施されていることを記録により確認することは難しい。定例職員会にて情報共有を目的とした会議が開催されている。今後は、保育実践の可視化のための実施記録の整備が期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規定に基づいて、子どもの記録の保管、保存等が適切に行われている。園長は、法人内研修においても適宜最新の法改正に基づき学び、職員会や朝礼等で職員に周知を図っている。</p>		

A-1 保育内容**1-(1) 保育課程の編成**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㊟・b・c

所見欄

園長と法人代表で全体的な計画を策定している。年間指導計画は、クラス別に保育士の意見を取り入れ、園児の家庭状況に配慮して策定している。評価は3ヶ月ごとに年間4回実施し、見直しは、月案に活かすというプロセスを確立している。避難訓練については、マニュアルでは、延長保育時などの保育士が少ない状況を想定したものが明記されているが、実際の訓練では実施したことがないため、今後は実施に向けての検討が期待される。

1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㊟・b・c
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㊟・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㊟・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㊟・b・c
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊟・c
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊟・b・c

所見欄

家具や遊具の素材や配置などは、子どもの感性を育てることや遊び込みを重視した保育環境が徹底されている。園内にテレビの設置はなく、園庭や園外の公園での自然に触れて五感に働きかける遊びの重視と時間を確保している。県外の保育実践モデルを導入し、子どもの自己表現力の向上と受容体験の視点を重視した描画活動とリズム遊びを実施している。人工的な壁面ではなく絵画を飾るなどの本物志向に力を入れている。

日常的な保育の中で、3歳未満児は愛着形成の視点を基に、トイレや食事といった生活面の介助は育児担当制をとり、介助者を固定することで信頼関係の強化を図っている。また、声かけについても、子どもの自己肯定感を高め、子どもの主体的な行動を引き出す教育に重点を置き、プラスの言葉を使用した声かけや間のとり方、子どもとの距離感、声の大きさ、表情やしぐさなどの非言語表現を保育士は意識するように心がけている。

全児童に連絡帳が作成され、日々の園での様子を保護者に伝達する機会が保障されている。3歳以上児になると保護者からの記入は必要に応じてのやりとりなど保護者に配慮した記入ルールとなっている。

障がいのある子どもに対しての環境整備は、保護者や専門機関との連携が取れている場合には、情報を共有しながら対応できている。既に、保護者との状況共有が進展しない場合には、必要な社会資源の紹介などが十分にできていないという課題が意識化されており、改善に向けての取組が期待される。

長時間保育に対しては、延長保育担当のベテラン保育士が配置され、引継ぎ等は適切に行われている。今後は長時間保育の指導計画の整備と環境の工夫が望まれる。

小学校との連携は、園児の多くが入学予定の小学校とは、年5～6回意見交換の機会が設けられており、その他の小学校とは年に1回行われている。それ以外にも、子どもが小学校の学校行事に他園の園児と合同で参加したり、小学生をまち探検等で迎えたりするなどの取組を行っている。

1- (3) 健康管理

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	◎・b・c
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	◎・b・c
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	◎・b・c

所見欄

子どもの健康管理のマニュアルが整備され、看護師が配置されている強みを活かして、的確に対応されている。特に、小児救急の研修は、全職員の必修研修と位置づけ力を入れている。朝礼時や職員間での情報共有を徹底している。子どもの保健計画は市内の保育所に勤める看護師で構成される保健部会にて検討された内容をふまえて、本園で策定されている。SIDS（乳幼児突然死症候群）の研修への参加及び対策も行われており、今後はIT化も予定されている。

(保育所版)

年2回の健康診断・歯科検診を保健計画のもとに行い、個人票に記録し、保護者に配布している。太りすぎ・太り気味傾向の子どもには、過食に注意し、噛む指導や食事メニューの工夫について担任を通して保護者に伝えるようにしている。

食物アレルギーに対して、ガイドライン及び医師の診断のもと、基本的には除去食で対応して、給食配膳時の誤食予防として、プレート使用や配席の工夫をしている。その他の迅速な対応を要する疾患を有する子どもに対しても、保護者と情報共有を図り、服薬や受診の対応をしている。

1- (4) 食事

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	◎・b・c
A-1-(3)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	◎・b・c

所見欄

食べる意欲を育てることを目標として設定されている。食事はだしをよくきかせる、食事量を個別に加減するなどの工夫もあり、ふだん家庭では食べない食材等もしっかり食べられている。3歳未満児は、一人ひとりの食事介助を行う保育士を固定する育児担当制を導入し、安心した食事環境を整備している。食器は形状を工夫した陶器を使用することで食べやすくなっており、自分で食べる達成感や満足感が得られるような工夫をしている。発達に合わせた食器の使用や個別の関わりの影響もあり、園児の箸の使い方が上手い。

市作成の献立を基に給食を提供している。手作りおやつを週に2～3回提供している。調理員は、配膳時に各クラスに出向き子どもたちの食べる様子や献立に対する意見・感想を収集し、献立に反映させている。

A-2 子育て支援

2- (1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	◎・b・c

所見欄

3歳未満児は全世帯、3歳以上児は状況に応じて連絡帳の記入を行い、保護者との密な情報交換を行っている。保護者が参集する会合は設けていないが、毎年の入園式の全世帯参加（在園児の全家庭含む）の導入、保育参加の常時受入れ、親子の交流事業（遠足、夕方の音楽コンサートなど）など保護者の多様な就労状況に配慮し、負担を軽減しつつ、園との情報交換や園児との交流の機会をもてるようにしている。

(保育所版)

連絡帳は、クラスごとに保育士間で記載内容の情報交換を図り、記載している。今後は、連絡帳の記録要領を作成し、記載内容の標準化について検討が望まれる。

2- (2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・㊸・c
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㊸・b・c

所見欄

園長が対応の中心を担い、関係者会議に出席している。必要に応じて守秘義務規定に基づき、職員間で情報共有している。職員が子どもや保護者の変化に気がついた時の報告手順も設けられており対応できている。職員室のドアを開放し、園長が毎日の声かけを行っている。園長だよりを毎月発行し、虐待に関する具体的な予防や対応策を掲載することもあり、保護者からの反応も得られている。

A-3 保育の質の向上

3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㊸・c

所見欄

園が示す「サービスのフレームワーク」に基づく行動指標に対し、3段階評価での保育実践の自己評価の様式がある。その自己評価の結果をふまえ、園長と年2回対話形式の相互評価を行っている。自己評価の際に、日々の保育実践の記録となる日案が、簡素化された内容となっており、保育士の保育上の意図や工夫、意識の変化、使用した専門技能などの検証の材料とはなり得ていない。日案に限定されるものではないが、日々の保育実践の経過を記録しておく様式の整備が望まれる。